

第2.2節 生活必需品等供給計画

り災者に対する生活必需品等の給与又は貸与については、本計画の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

り災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は、市町村長が実施するものとする。知事は、市町村長から調達の要請があったときは、その調達又はあっせんを行うものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うものとする。

（ 主な実施機関
市町村，県（保健福祉政策課） ）

第2 調達計画

市町村長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品等の調達計画をあらかじめ樹立しておくものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の措置

1 救助物資の輸送及び引渡し

救助物資は、知事から市町村長に引渡しをするものとして、この間の輸送は知事が行うものとする。

2 救助物資の確保，給与又は貸与の方法

(1) 救助物資の備蓄及び調達

救助物資は知事が調達することとし、必要に応じて、あらかじめ備蓄を行うものとする。

(2) 救助物資の購入

知事は、生活必需品等を購入しようとするときは、各市町村ごとの世帯構成員別被害状況等に基づき備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、購入するものとする。

(3) 救助物資配分計画

ア 知事は、市町村長からの被害中間報告等に基づき救助物資の概算交付を行うものとする。

イ 市町村長は、知事から引渡しを受けた救助物資をり災者名簿によってすみやかに配分するものとする。

（注） 災害救助物資備蓄数を別冊資料編に添付

3 支給対象者及び支給物資

(1) 支給対象者

災害により住家が全壊，全焼，流失，半壊，半焼または床上浸水し，生活上必要最小限の家財等を喪失またはき損し，直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

(2) 支給物資

支給される物資は次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

被服，寝具及び身の回り品，日用品，炊事用具及び食器，光熱材料